資料２　「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」より

１．いじめ

＜具体的事例＞
担任をしている５年生児童が、同じクラスの４人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。

【初期の対応】

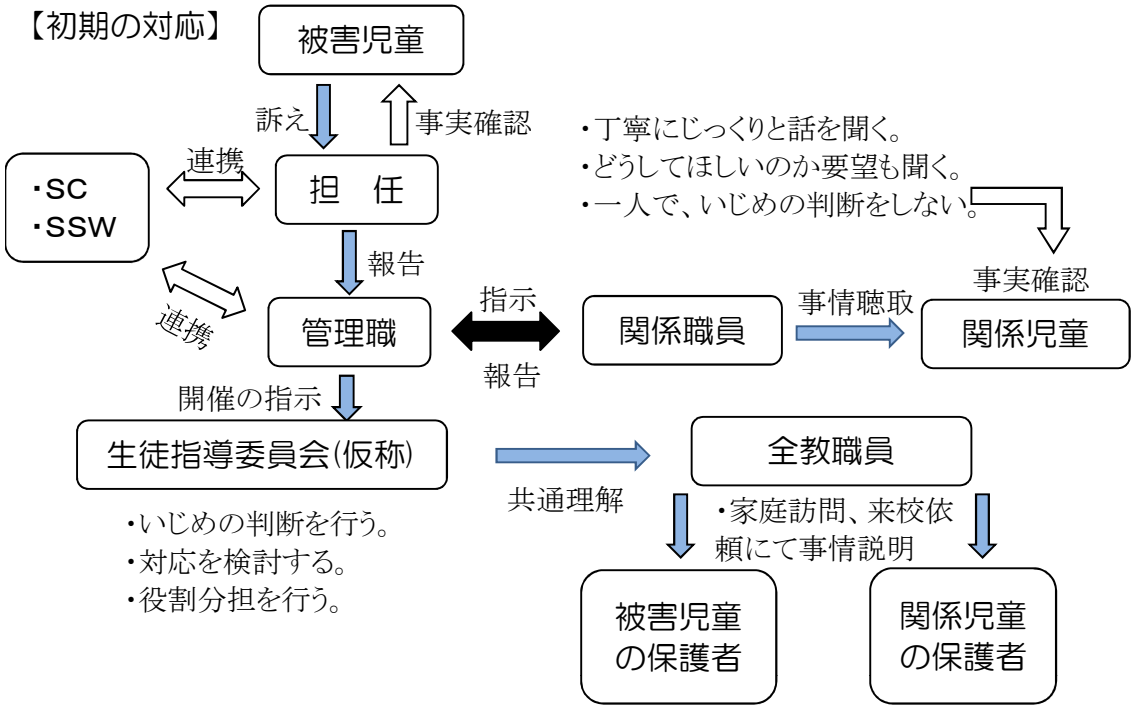

【初期対応の留意事項】＊大阪府教育委員会「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月参照）

〇いじめを訴えてきた児童への対応
・ どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
・ 結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
・ 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
・ 担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

〇いじめたと訴えられた関係児童への対応
・ いじめたと決めつけて話を聞くことがないように気をつける。
・ 事実を正確に把握する。
・ それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら、全体像をつかむ。

〇生徒指導委員会（仮称）
・ 事実関係から、いじめの実態について判断する。
・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対策を考える。
・ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。（誰が、いつ、どこで、何をするのか）
・ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する（複数対応、電話では済ませない。）